

公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター

会 員 会 費 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター一定款第7条の規定に基づき、会員の会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費の額)

第2条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員及び特別会員の会費は、年額2,400円とする。ただし、年度途中に入会した場合は、入会した月から当該年度末までの月数に200円を乗じて得た額とする。
- (2) 賛助会員の会費は、別表に定める額とする。
- (3) 前各号の会費については、経済的事情、病気又はその他特別な事由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会員は前条の会費を一括して、毎年5月末日までに納入するものとする。ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、1月以内に納入するものとする。

2 会員が年度の途中で退会するときは、既に納入した会費は返却しない。

(会費の用途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則 (平成23年3月28日総会議決)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (令和3年5月31日総会議決)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第2条第1項第2号関係）

種 別	会 費 額
個人会員（年額一口）	1, 0 0 0 円
法人会員（年額一口）	5, 0 0 0 円